平成２２年（フ）第１３１４号
横浜市鶴見区東寺尾３丁目15番11号　セジュール・ヒロ202
債務者　高橋　智夫
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７号
相模原市緑区大島1229番地201
債務者　眞邉　主税
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１９９号
相模原市中央区矢部３丁目18番15号　矢部寮21
債務者　長谷　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０１号
神奈川県座間市ひばりが丘３丁目59番18号　ケアレジデンスひばりが丘208号
債務者　樋沼　　齊
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０３号
神奈川県座間市立野台３丁目17番17号　すみれ荘205号
債務者　塩野谷辰一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１３号
相模原市中央区横山台１丁目46番20号　ハイツ横山台201
債務者　長谷川利恵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１５号
神奈川県座間市栗原中央５丁目10番７号
債務者　村上美津子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２２３号
相模原市南区若松２丁目15番10号
債務者　勝見　　明
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７４号
沖縄県沖縄市山内２丁目24番２号　内田アパートＤ―２
債務者　宇良　一恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第７５号
沖縄県沖縄市山内２丁目24番２号　内田アパートＤ―２
債務者　宇良　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６４０号
東京都小金井市緑町１丁目３番19号
債務者　渡辺　正彦
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０６７号
神奈川県海老名市東柏ケ谷５丁目11番21号　光コーポ201
債務者　吉田　彰久
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１２６号
横浜市保土ケ谷区明神台２番１―705号
債務者　根本真奈美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３００号
横浜市港南区芹が谷５丁目５番58号　ルーチェ芹が谷106
債務者　藤澤　智貴
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
静岡県浜松市中区鹿谷町14番８号　西遠マンション301号室、前住所静岡県浜松市中区富塚町1134番地の16
債務者　小野川　治
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係